

## 第 3 7 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 7 月 1 0 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊   | 2 番 後藤 秀和  | 3 番 宇藤 欣喜  | 4 番 渡邊 優子  |
| 5 番 笠野美津代  | 6 番 安達 英二  | 7 番 後藤 操   | 8 番 岩本 孝之  |
| 9 番 古澤 勝康  | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明  | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 |            |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 経営基盤強化促進法許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
- |      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 次 長  | 吉弘 泰彦 |
| 係 長  | 長野 リエ |

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。それでは本総会の開催にあたりましてご報告を申し上げます。本日の委員総数 1 9 名、出席委員 1 9 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立を報告いたします。それでは農業委員会憲章を出席の皆様と一緒に唱和したいと思います。それでは皆様ご起立をお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 3 7 回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 番島田委員、3 番宇藤委員をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは本農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>皆さんおはようございます。それでは只今から第 3 7 回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に 1 番島田豊委員、3 番宇藤欣喜委員を指名致します。</p>

議長	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。おはようございます。朗読致します。</p> <p>それでは議案第1号になります。農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字吉田字免ノ下 ■■■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況、所在地番 大字吉田字水口 ■■■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況、所在地番 大字久石字三の丸葉山 ■■■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
8番	<p>議案第1号1番2番について、8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。1番について譲渡人は高齢で、隣接地を耕作している譲受人と話がまとまり所有権移転売買の申請です。2番は譲渡人と譲受人の父親が昔、所有権移転の話し合いができており、今回譲渡人が元気なうちに登記まで済ませておきたいということで所有権移転贈与の申請があがっております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
13番	<p>議案1号3番について、13番の市原が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親戚関係で、農地の管理ができる譲受人に農地を贈与したいという事で申請があがっております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、第1号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農経営基盤強化促進法の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>18番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>はい朗読いたします。</p> <p>議案第2号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字中松字上西原 番 地目台帳現況ともに田 面積 m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字河陽字田ノ口 番 地目台帳現況ともに田 面積 m<sup>2</sup> 使用貸借権利設定20年 相続権者同意書有となっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字立野字蘆子 番 地目台帳現況ともに田 面積 m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号4番から6番は再設定の案件となっておりますので朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字久石字東一丁田 番 地目台帳現況ともに田 面積 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構10年となっております。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字両併字田中 番 地目台帳現況ともに田 面積 m<sup>2</sup> 外9筆計10筆 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構10年となっております。</p> <p>番号16:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字両併字宮園 番 地目台帳現況ともに田 面積 m<sup>2</sup> 外4筆計5筆 m<sup>2</sup> 農地中間管理機構売買となっております。</p> <p>番号17番、18番については、一貫した案件であり先月農事組合法人設立にあたり地域内の農地を農業公社に集積した案件になりますので、土地の状況等の朗読は省略させていただきます。すべてで123筆17.4haの配分となっております。</p> <p>以上新規案件7件、再設定11件ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたが3番については19番委員の案件ですので、大塚委員に退席していただき3番を先に審議します。</p> <p>地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号番号3について18番の荒牧が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡人は を営んでおり多くの農地の管理はできないため、今回譲受人からの申し出により賃借権設定5年の小作契約がまとまっております。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。説明が終わりましたので番号3について審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案第2号経営基盤強化促進法による許可申請の番号3について異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
---	--

議長	ありがとうございます。全員賛成と認め議案第2号3番については原案どおり可決します。
議長	続きまして、1番からの案件について地元委員の説明をお願いします。
3番	議案第2号番号1について3番の宇藤が説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況は議案書記載のとおりです。賃借権設定5年の申請です。ご審議をお願いします。
18番	議案第2号番号2について18番の荒牧が説明致します。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございます。譲受人は譲渡人と親戚関係であり、譲受人が以前からこの農地の管理をされておりました。今回正式に契約しておきたいということで使用賃借権設定の申請です。ご審議よろしくをお願いします。
事務局	<p>議案第2号7番から事務局から説明致します。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございます。番号7番について、譲渡人は法人の構成員であり、農業公社をとおした新たな集積の案件になります。</p> <p>番号8番については、譲渡人は高齢で耕作ができないため公社に10年貸付け、地元の担い手が借り受ける案件になります。</p> <p>番号16番は農業公社をとおした売買の案件になります。譲渡人は売買の相手方とは親戚関係と伺っております。農地の場所につきましては、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>前の<span style="background-color: black; color: black;">      </span>を東へ<span style="background-color: black; color: black;">          </span>m程行った<span style="background-color: black; color: black;">          </span>周辺の農地で基盤整備が済んでいない農地になっております。</p> <p>番号17番、18番については一貫しており、先月の総会で地域内の農地所有者から農業公社への貸付けを審議していただいた案件であり、今回農業公社から農事組合法人が借受けとなりますのでご報告致します。以上ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>地元委員の説明また事務局からの説明が終わりましたので、新規案件の審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。審議に入らせていただきます。議案第2号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	ありがとうございます。全員賛成ということでございます。議案第2号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第3号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読いたします。議案第3号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地

	<p>化について</p> <p>この案件は番号1番から23番まですべて隣接している土地であり、所有者がお亡くなりの方については相続人の方から非農地申出書をすべて提出いただいている案件になります。一括して朗読とさせていただきます。</p> <p>番号1番から23番について、所有者議案書記載のとおりです。所在地番 大字久石字三ノ小石■■■■番 地目台帳 畑 現況 山林 面積■■■■㎡ 外50筆 計51筆 面積の計■■■■㎡ 農振区分農振白地 現在の土地の状況 山林に隣接し森林化、15年以上耕作の実態なし 現況確認日 令和2年7月1日 農地・非農地の判断区分 非農地と判断しております。</p> <p>続けて事務局より場所等について説明をさせていただきます。配布しております資料をご覧ください。場所は■■■■を東へ向かった■■■■との大字境になります。この一帯の農地は法務局の全部事項証明書で確認しますと、すべて昭和42年に自作農特例措置法関連で国から売り渡しを受けておられるようですが、おそらくその頃から傾斜もあり農地としての維持管理は難しかったのではないかと思います。地番図と航空写真また現地の写真も添付しておりますが、山林化しており農地への復元は不可能と考えられます。非農地申出書については興呂木農業委員にご努力いただき23名51筆分を所有者や相続人の方に説明していただき配布回収していただきました。ありがとうございました。議案が採決されましたら、農地所有者または相続人に書類を送付し地目変更の登記の手続きを進める予定としております。以上ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>議長 事務局の朗読が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議長 ありがとうございます。審議に入らせていただきます。議案第3号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議長 ありがとうございます。全員賛成ということでございます。議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しました。本日の総会までで任期内の総会は終了となります。皆さん大変お疲れ様でございました。また改選して再度委員を継続される方は今後のご活躍に期待しております。本当にお疲れ様でございました。</p> <p>以上をもって第37回の南阿蘇村農業委員会総会を終了させていただきます。</p>

7. 閉会時刻 10時28分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 2年 7月 10日

農業委員会会長

印

---

議事録署名委員

1 番

印

---

議事録署名委員

3 番

印

---